

●香川県告示第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 令和2年3月18日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字間方甲2023番3の一部、甲2025番の一部、甲2026番4の一部、
甲2027番1の一部及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.12メートル～6.60メートル
延長 80.41メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。